

京都西山短期大学懲戒処分規程

(目的)

第1条 この規程は、京都西山短期大学学則（以下、「学則」という。）第54条に定める懲戒処分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒事由)

第2条 学生が、本学の規則に違反し、次の各号に該当するときは、その程度に応じて、次に定める懲戒処分を行う。

- (1) 犯罪行為
- (2) 著しく社会的に非難されるべき行為
- (3) 試験等における不正行為

2 前項第3号に相当するとみなした場合は、学則の懲戒処分と対象とし、「修学規程」第6条により当該科目及び当該学期に履修した全部もしくは一部の科目の単位修得を無効とする。

(退学処分)

第3条 学則第54条に掲げる退学処分は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

(訓告及び停学処分)

第4条 学生が、本学に対して信用失墜並びに不法な行為をなした場合、学則第54条に掲げる訓告及び停学処分を行う。

(懲戒委員会の設置)

第5条 第3条及び第4条の処分を行うにつき、学長または教授会(以下、「教授会等」)は、迅速かつ的確に懲戒処分に係る審議を行うため、懲戒委員会(以下、「委員会」という)を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、学科長、各コースから専任教員1名、事務局長、発生事案の所轄分掌長とする。なお、委員長は委員の互選とする。

(委員会の招集・審議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。また、委員会は、学科長の付議を受け、速やかに委員会を招集し、事案を審議し、処分原案を作成し、学長に報告する。

(学長による懲戒処分の決定)

第8条 学長は、教授会の意見を聴いて、懲戒処分を決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和7年1月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

